

○ 警視庁教育参与の設置に関する規程

平成 27 年 3 月 31 日

訓令甲第 25 号

存続期間

警視庁教育参与の設置等に関する規程(昭和 56 年 4 月 27 日訓令甲第 14 号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、職員の資質の向上を図るために職名を警視庁教育参与(以下「教育参与」という。)とする非常勤の職を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分等)

第 2 条 教育参与は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤の職員とする。

2 教育参与は、警視庁警察学校(以下「警察学校」という。)に置く。

(職務)

第 3 条 教育参与は、次の職務を行うものとする。

- (1) 警察学校における教育の基本方針等の策定に関すること。
- (2) 警察学校学生に対する倫理、社会その他人間形成に必要な一般教育の授業に関すること。
- (3) 警察学校職員に対する教育技法の指導に関すること。
- (4) 専門分野の教養訓練の調査研究に関すること。
- (5) その他警察学校長が必要と認める事項

(任用数)

第4条 教育参与の任用数は、2人とする。

(任用)

第5条 教育参与は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により警視総監が任命する。

2 選考は、原則として、公募によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 前年度に教育参与に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると警視総監が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いと警視総監が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)は、4回を上限とする。

5 公募によらない再度任用は、能力の実証の結果が良好である者に限り認めるものとする。

(任期)

第6条 教育参与の任期は1年以内とし、かつ、2会計年度にわたってはならない。

(解職)

第7条 教育参与が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

(1) 教育参与が辞職を願い出た場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 職員としてふさわしくない行為があった場合

(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員が生じた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、警視総監が必要と認めるとき。

(服務)

第8条 教育参与は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たっては、職務上の命令に従い、かつ、職務に専念すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(勤務日及び勤務時間)

第9条 教育参与の勤務日数は、月14日とする。

- 2 教育参与の勤務時間は、1日7時間45分とする。
- 3 勤務日の指定等については、警察学校長が行うものとする。

(休暇等)

第10条 教育参与には、労働基準法(昭和22年法律第49号)の定めるところにより、年次有給休暇を付与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、東京都の常勤職員又は非常勤職員であった者が引き続き教育参与として新たに任用される場合においては、教育参与に任用された日前1年の期間内における年次有給休暇の付与日から1年ごとに、引き続き在職した期間に応じて、労働基準法の定めるところにより、年次有給休暇を付与する。
- 3 警察学校長は、教育参与が、夏季の期間において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことを申し出た場合、2日の範囲内で、1日を単位として、常勤職員に準じて休暇を承認することができる。

(報酬及び費用弁償)

第11条 教育参与に対する報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東京都条例第56号)及び非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成27年東京都規則第8号)に基づいて支給する。

- 2 教育参与には、第一種報酬及び第二種報酬並びに費用弁償を支給する。
- 3 第一種報酬の額は、常勤職員の給与との権衡を考慮して警務部長が定める。
- 4 第二種報酬の額は、教育参与の通勤の事情等に応じ、常勤職員との権衡を考慮して警務部長が定める。

(公務災害等の補償)

第 12 条 教育参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年東京都条例第 114 号)及び労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところによる。

(社会保険)

第 13 条 教育参与に対する社会保険の適用については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に、この訓令による改正前の警視庁教育参与の設置等に関する規程に基づき設置された教育参与に任用されている者が、引き続き公募によらずこの訓令による改正後の警視庁教育参与の設置に関する規程に規定する教育参与に任用された場合における当該職員の第 5 条第 4 項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、3 から前年度までの公募によらない再度任用の回数を減じた回数とする。
